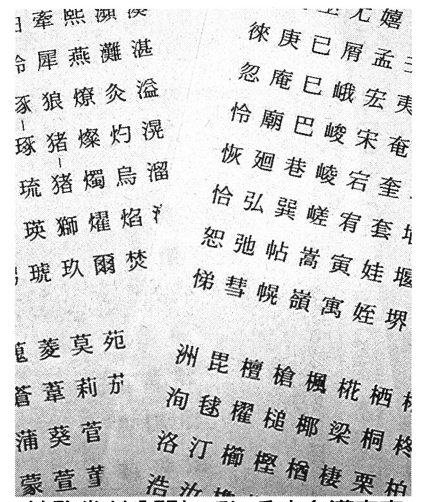


人名に「渾」OKに 法務省追加

使える漢字厳しすぎない？

法務省は二十五日、人名用漢字として「渾」の字を追加し、八百六十二字とする改正戸籍法施行規則を施行した。「渾」の字は「渾身」などとして日常生活でも使われ、当然の措置にも思えるが、出生届を出してから約一年、司法判断を経てようやく決まった。以前にも「巫」などの字で同様の経緯があった。命名に使う漢字は、なぜこれほど厳格に定められているのか。

(佐藤大)



法務省が公開している人名漢字表の一部（「渾」が含まれる以前のもの）。難しい字もあるが…

戸籍法には「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」との規定がある。その範囲は戸籍法施行規則で定められ、常用漢字（二千二百六十六字）と人名用漢字、平仮名と片仮名となっている。

「渾」として受理を命じた。自治体側が東京高裁に即時抗告したもの、高裁は五月、家裁の判断を維持して確定。法務省は七月にパブリックコメントを実施したが、明確な反対意見はなかった。

この種の争いの「源流」は戦後直後にさかのぼる。一九四八年に戸籍法が改正され、子どもの名前に「当用漢字」（千八百五十文字）しか使えなくなった。だが、それまで使えた文字で命名できなくなったこと

に、不満が噴出。そこで五年、新たに「人名用漢字」（九十二文字）が定められた。

その後、人名用漢字は徐々に増やされたが、追加されなかった漢字をめぐり、親たちが司法で争う流れが定着。法制審議会の審議を経て、二〇〇四年九月に人名用漢字が一気に六百九十三字追加されたが、裁判になるケースは後を絶たず、〇九年に「禱」「穹」、一五年に「巫」が認められた。逆に「玻」など認

められなかった漢字もある。法務省の担当者は「難しい漢字、あまり使われない漢字で命名されることによって、子どもや関係者に不便が生じることを防ぐ、という目的から常用平易な文字を使うことになっている」と話す。「常用平易」の範囲は社会の変化に合わせて拡大を図ってきたとい

不受理 裁判で覆すしか…

められなかった漢字もある。法務省の担当者は「難しい漢字、あまり使われない漢字で命名されることによ

って、子どもや関係者に不便が生じることを防ぐ、という目的から常用平易な文字を使うことになっている」と話す。「常用平易」の範囲は社会の変化に合わせて拡大を図ってきたとい

い、「裁判所の判断も踏まえている」と説明する。だが、親たちは命名を勝ち得るまでにかんがりの負担を強いられる。

三重県松阪市のＩＴ会社社長斎藤藤直さん（四七）は二〇一三年六月、次女が生まれた際、「巫女」から一字もらって「天巫」と名付けようとした。出生届を市役所に提出したが、「巫」は人名に使用できないとして受理されなかった。このため、家裁に不服を申し立て、一四年夏によく認められた。

斎藤さんはこの経験を「親が良い名前を付けてあげようと漢字を選ぶもの

後から『この漢字は使えたのに』となるのは嫌だった。戸籍の名前欄を『未定』としている間、生活に不都合はなかったが、こんなに時間がかかるとは思わなかった」と振り返り、「『巫』は一般にもよく見る漢字なのに、司法に訴える前に諦めた人もたくさんいたはずだ。世間から見て、基準がずれてきているのではないか」と話す。

人名用漢字に詳しい京都大の安岡孝一教授（人文情報学）も基準を時代の変化に即応させるよう促す。「〇四年に人名用漢字が増やされた際、（パソコンなどの表示に用いる）ＪＩＳ漢字の基本規格である）第二水準の漢字を最終段階で外したが、今から見れば、明らかに判断ミス。だから、裁判が起きている。コンピュータがない時代につくられた制度だが、今や戸籍もすべてコンピュータ処理されている。時代が進んだのだから、制限は緩和すべきだ」